

商 標 権	判決年月日	令和５年１２月２６日	担 当 部	知財高裁第２部
	事 件 番 号	令和５年(行ケ)第１００７９号		

○ 指定商品を「グミキャンディ」とし「地球グミ」の文字を標準文字で表してなる商標が商標法４条１項１０号に掲げる商標に該当すると判断した事例

(事件類型) 審決（無効不成立）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 商標法４条１項１０号、３項

(関連する権利番号等) 商標登録第６５２５４２６号

(審決) 無効２０２２－８９００４９号

判 決 要 旨

１ 被告は、指定商品を第３０類「グミキャンディ」とし「地球グミ」の文字を標準文字で表してなる商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。原告は、本件商標は商標法４条１項１０号又は同項１９号に掲げる商標に該当すると主張し、本件商標の商標登録について商標登録無効審判の請求をした。原告が同項１０号の周知商標又は同項１９号の周知商標に該当すると主張した商標は、原告が輸入販売する商品（以下「原告商品」という。）について使用しているとされる「地球グミ」の文字を書してなる商標（以下「引用標章」という。）等である。特許庁は、引用標章の周知性を認めず、原告の上記主張を全て排斥し、請求不成立の審決をした。本件は、原告が同審決の取消しを求める事案である。

２ 本判決は、以下のとおり、引用標章の周知性を認めた上、本件商標は引用標章に類似し、本件商標に係る指定商品と引用標章に係る商品は同一であるから、本件商標は商標法４条１項１０号に掲げる商標に該当すると判断し、同審決を取り消した。

引用標章の周知性について

証拠により認定した事実によると、引用標章の周知性に関し、次の事情が認められるとすべきである。

すなわち、原告商品は、外国の会社が製造する菓子であり、その名称を「T r o l l i P l a n e t G u m m i」、「P l a n e t G u m m i」などとするものであって、原告商品又はその包装若しくは個包装には、日本語からなる「地球グミ」との文字は記載されていない。しかしながら、原告商品は、平成３０年頃、動画投稿者及びその閲覧者を中心に韓国において大流行したところ、この流行が日本にも飛び火し、原告商品は、令和２年頃からは、日本においても、動画投稿者及びその閲覧者を中心に大流行し、遅くとも原告が原告商品の輸入販売を開始した同年１０月までには、全国に店舗を展開する小売業者の中に、原告商品を「地球グミ」と称してこれを宣伝する者が現れるようになった。原告が原告商品の輸入販売を開始した後についてみても、原告商品は、大人気を誇り、小売

業者の店舗における販売開始後すぐに完売となるという事態が相次ぎ、その入手が極めて困難な商品となった。原告が原告商品の輸入販売を開始して以来、全国に店舗を展開する小売業者らは、原告商品を「地球グミ」と称してこれを繰り返し宣伝し、また、原告商品は、動画投稿サイトにおいても、「地球グミ」と称する商品として大人気を博していた。そのような原告商品は、令和3年6月、「地球グミ」と称する大人気商品として、全国紙による新聞報道及び在阪の準キー局によるテレビ報道がされるまでに至り、同テレビ報道においては、同年上半期にはやった飲食物としてZ世代が選ぶランキングにランクインした。原告商品は、翌7月、同様の人気商品として、在京のキー局によるテレビ報道がされるに至り、20代前半の若者が皆知っていることとして紹介された（なお、原告は、遅くとも同年6月には、テレビ番組において、原告商品を「地球グミ」と称しており、また、遅くとも同年9月には、原告商品を「地球グミ」と称する宣伝をするようになった。）。さらに、「地球グミ」と称する原告商品は、同年11月、動画投稿サイトへの投稿がきっかけで人気となった作品又は商品の例として、著名作家の小説、有名シンガーソングライターの楽曲等と並べて紹介されるとともに、渋谷区にある著名な商業施設の運営会社による調査（15歳から24歳までの女性545名を対象としたもの）の結果である「SHIBUYA109lab. トレンド大賞2021」なる賞においても、その「カフェ・グルメ部門」の2位に入賞した。このような「地球グミ」と称する原告商品の令和3年までの動向を踏まえ、令和4年1月に発行された「現代用語の基礎知識2022」においては、令和3年中に注目された物（食に係るヒット商品）として、原告商品の俗称たる「地球グミ」の語が取り上げられるに至った。

以上の事情に照らすと、「地球グミ」の語（引用標章）は、遅くとも本件査定日（令和4年2月22日）までには、原告又は原告商品の製造業者の業務に係る商品（原告商品）を表示するものとして、需要者（引用標章が使用される商品の内容及び性質並びに証拠により認定した事実）に照らすと、若者を始めとするグミキャンディの消費者であると認められる。）の間に広く認識されている商標に該当していたものと認めるのが相当である。